

第35回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 次 第

日 時 令和6年10月29日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

会 場 一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズスクエア横浜クイーンモール3F

次 第

1 開 会

2 議 事

議事1 横浜公園における景観形成について（審議）

議事2 創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ2024〉の実施に係る景観推進地区（関内地区：山下公園内）での景観形成について（審議）

議事3 創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ2024〉における実験的な演出の実施について（報告）

3 閉 会

【横浜市都市美対策審議会 政策検討部会 名簿】

		氏 名	現 職 等
1	部会長	国吉 直行	横浜市立大学客員教授（都市デザイン）
2	委員	加藤 光雄	横浜商工会議所 議員
3	〃	鴨下 香苗	公募市民委員
4	〃	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院教授（景観）
5	〃	中島 直人	東京大学大学院工学系研究科教授（都市デザイン）
6	〃	三輪 律江	横浜市立大学国際教養学部教授（建築・都市計画）
7	〃	山家 京子	神奈川大学建築学部教授（都市計画）

第34回横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議 題	議事 1 特定都市景観形成行為に関する変更協議の協議事項及び協議の方針に関する意見について (関内地区都市景観協議地区中区港町1丁目1番1他) (審議) 議事 2 横浜スタジアムの改修 メインスコアボードの改修について (審議) 議事 3 横浜スタジアムの改修 関内駅側ゲート部分へのデジタルサイネージの設置について (審議)
日 時	令和6年8月27日(火) 午後1時00分から午後3時25分まで
開催場所	一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム 横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号 クイーンズスクエア クイーンモール3階
出席委員 (敬称略)	国吉直行、鴨下香苗、三輪律江、山家京子
欠席委員 (敬称略)	大西晴之、真田純子、中島直人
出席した 幹事・書記	書 記：松本 光司(都市整備局企画部長) 古檜山匡和(都市整備局地域まちづくり部長) 光田 麻乃(都市整備局企画部都市デザイン室長) 立石 孝司(都市整備局地域まちづくり部景観調整課長)
関 係 者	【議事1】 関係局：島田 浩和(都市整備局都心活性化推進部都心再生課担当課長) 松井 綾子(都市整備局都心活性化推進部都心再生課担当係長) 事業者：三井不動産株式会社 【議事2】【議事3】 関係局：太田 武夫(都市整備局都心活性化推進部臨海部活性化推進課担当課長) 本多 宏己(都市整備局都心活性化推進部臨海部活性化推進課担当係長) 岩間 隆男(みどり環境局戦略企画部戦略企画課担当課長) 川村 美代子(みどり環境局戦略企画部戦略企画課担当係長) 事業者：株式会社横浜スタジアム 設計者：清水建設株式会社
開催形態	公開(傍聴者：2人)
決定事項	【議事1】装置の設置について了承した。 【議事2】メインスコアボードの改修について了承した。 【議事3】今回の意見を踏まえ、引き続き検討を進めること。(継続審議)
議 事	1 開 会 (国吉部会長) それでは、まず会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。 (光田書記) 本日の部会については公開といたします。傍聴に当たりましては、お手元の「傍聴に当たってのお願い」を守っていただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。 (国吉部会長) それでは、議事に入りたいと思います。 2 議 題 (1) 特定都市景観形成行為に関する変更協議の協議事項及び協議の方針に関する意見について (関内地区都市景観協議地区中区港町1丁目1番1他) (審議) 議事(1)について、担当課から説明を行った。 (国吉部会長) それでは、審議に参りたいと思います。本件について、本日ご欠席の委員からご意見がありましたらご披露ください。

(光田書記)

最初に真田委員から、この都市美対策審議会の運営等について意見を頂いているので、読み上げさせていただきます。「都市美対策審議会で審議する案件について、事前協議をどのように位置づけていくのか、都市美対策審議会の事務局として今後考えていってほしい。国土交通省の出している『景観計画策定・改定の手引き（策定編）』の14ページには、届出前の協議で行為の制限の適合状況を審査するのは二重規制に当たり、法の比例原則に反するとの指摘があり、注意を要するということが書かれている。事前協議でマルとされ、それを前提に話を進めていたものが都市美審議会でバツになれば訴訟問題にもなりかねず、都市美審議会との事前協議の関係を整理してほしい」というものでございます。

(国吉部会長)

それについて事務局から回答をお願いします。

(光田書記)

ただいまのご意見につきましてご回答ですが、お手元に本日、参考資料1ということで、A4判横の（参考資料1）「景観計画と都市景観協議地区の手続の流れ」をご用意しておりますのでご覧ください。都市美対策審議会は、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、いわゆる景観条例第9条の4「市長は、特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針を定めるに当たっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならない」に基づいて行っています。したがって、まだ確定した状況で都市美対策審議会に諮っているものではございません。今ご用意した参考資料の右側に都市景観協議地区のフローがございまして、都市美対策審議会の矢印が横に入っているところがございますが、本日はこの段階になります。この都市美対策審議会でお諮りする協議は、真田委員がご指摘する景観計画の届出前の行為の制限の適合状況の審査ではなく、右側の景観条例に基づく景観協議の申出にて行うことになります。長くなりましたが、回答は以上になります。

それと、後半に真田委員のほうから、事前協議でマルとされ、それを前提に話を進めていたものが審議会でバツになった場合の扱いについてもご質問を頂いていますが、事業者と横浜市が事前に協議を行う中で、都市景観協議の状況がこの審議会に諮れるレベルの内容に詰まってきた段階で審議会に諮っております。先ほどの参考資料をもう一度ご覧いただければと思いますが、右側のところで、この段階でご意見が出た場合は、その意見を基に事業者と本市で協議し、計画に反映していくという制度になっておりますので、都市美対策審議会と事前協議の関係ということの回答はこちらにさせていただきます。以上です。

(国吉部会長)

これは、景観計画の手続と横浜市の条例に基づく事前協議の手続と2つがあって、多分、真田委員は景観計画の手続上の話だけでおっしゃっているのではないかと考えて、それをむしろ分厚くスムーズに進めるために事前協議というシステムを取っているのではないかと思います。もちろん、審議会でも根本的な問題点が出たらそれはストップすることがあるかもしれませんが、より内容を深めるという意味でやっているの、それは矛盾したことにはならないかなと思っています。

(光田書記)

もう一点、審議会についてご意見を頂いております、読み上げます。「建物内に設置すると屋外広告物に該当しないのであれば、ガラス1枚隔てれば何でもありとなる。屋外広告物の定義を考え直すときが来ている」というご意見でございます。こちらにつきまして、景観調整課長から回答させていただきます。

(立石書記)

景観調整課長の立石でございます。今、真田委員からありました屋外広告物に関するご意見ですが、本市の屋外広告物に関する規定は屋外広告物条例を定めておりまして、こちらには屋外広告物法の国の見解に沿いまして、屋内に設置したものは屋外広告物には該当しないとして取り扱っております。本市において、屋内、室内の広告物の表示につきましては、景観条例において魅力ある都市景観の創造が特に必要な区域について、この建物がありますみなとみらい地区や関内地区等ですが、都市景観協議地区を定めまして、外観に関する行為指針の下、屋内にあっても景観への影響を配慮していただくよう協議を行い、そういったところで良好な景観形成を目指して取扱いを行っている状況でございます。

(国吉部会長)

少し分かりにくいのですが、屋内に設置したものについては、結局どういう扱いなのか。

(立石書記)

さらに詳しく申し上げますと、屋外の広告物の定義というのは屋外広告物法の2条にありまして、それには、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板等、あと、建物その他の工作物等に掲出され、表示されたものと並びにこれらに類するものが屋外広告物と定義されているということで、いわゆる4つの要件とよく言っておりますが、常時または一定期間継続して表示されるが1点目。2点目として、屋外で表示される。3点目に、公衆に表示される。4点目として、看板、立看板や建物に表示されるものという定義で、屋外広告物として扱っているということになります。

(国吉部会長)

3番目は何ですか。

(立石書記)

3番目は、公衆に表示されるものです。

(国吉部会長)

公衆とは。

(立石書記)

公衆というのは、広く外に向けてということです。

(国吉部会長)

そうすると、屋内に設置してあっても、外に向けてあれば公衆にということになるのですか。

(立石書記)

感覚的にはそうなのですが、屋外広告物法の定義では、屋内にあるものは外に向けて表示されていても屋外広告物として扱わないということになっています。

(国吉部会長)

分かりました。屋外広告物条例上はそういうふうになっているということですね。ただ、ここで個々の景観計画を定めるに当たって、屋外広告物条例の枠組みだけでやる必要もないと思っています。ですから、この関内地区については歴史的な環境などもあるので、バス停や公共サインといったところでも光を出すものについては非常に厳しくやっていて、屋外広告物条例に基づくからというよりも、この地区の環境を維持するためにこういったものを避けようということをやっていますので、ガラスの内面に入っているから環境に無関係ということではないのではないかと。しかも、このプロジェクトに関しては市も関与しながら、市の土地を活用しながら進めている事業でありますので、硬直的に屋外広告物条例の定義だけでやるのではなくて、その環境に対して十分対応できているかどうかという判断で進めるべきだと思います。その辺についての解釈については、そちらとしてはどのように考えますか。

(立石書記)

景観調整課ですが、部会長がおっしゃるように、この関内地区は、先ほども申し上げましたが都市景観協議地区に入っておりまして、特に魅力ある景観をつくっていこうという地区になっていますので、内部に設置したとしても、外から見えるものであれば一定の景観的な配慮、周辺への影響や周辺への調和といったところをしっかりと考えていく必要のあるものと認識しております。

(国吉部会長)

了解しました。取りあえず今の2つの質問についてはこういうことで回答を頂きました。その他、今回の内容についての質問とかはございますか。

(光田書記)

内容につきまして、真田委員からご意見を頂いております。読み上げます。「流す映像の質の担保を委員会形式で行う案について、委員会は誰が設置するのか考える必要がある。事業主が委員会をつくると、どのような映像でもオーケーとなる可能性もあり、実効性のある委員会をつくる必要がある」というのが1点。2点目が「駅前空間の顔としてにぎわいの話をしているが、駅を日常の足として利用する人が降り立てるように、駅利用者のことも考えた動線を整理してほしい」というものでございます。

また、中島委員からもご意見を頂いております。3点ございます。1点目が「サインージコンテンツの審査体制は必須。チェック体制には、グラフィックのほかに景観の専門家や建築家を入れるべき」。2つ目が「広場のデザインや樹木の配置とスクリーンの関係がきちんと成立しているのか、チェックが必要。正対するだけでなく、斜めから見ることも考えられるため、反射などの要素も踏まえて視認性を検討し、資料としても示してほしい」。3点目は「音響もあるということであれば、こちららも使い方や仕様などの検討と、資料としての提示をしてほしい」というものでございます。

(国吉部会長)

今のご質問と問いかけについて事務局から答えられることがありましたら答えてください。

(松井係長)

回答させていただきます。まず、映像装置の質の担保ということで、資料－２の９ページに質の担保について説明させていただいている資料がございます。委員会形式ですとか、担保の参考事例として「have a Yokohama」を挙げさせていただいておりますが、例えば専門家の方としてどなたに入っているのかとか、横浜市の関与の仕方については、今後、具体的に考えていきたいと思っておりますので、具体的なものが定まった際にはまたご報告させていただきたいと思っております。

あわせて、駅の利用者の動線や音響の話で、広場空間の使い方という話になるかと思います。今までも人の動線と滞留空間との関係性を整理しているところではありますが、入り口やデジタルサイネージが設定されて、少し条件が変わってきているところもございますので、改めてそれぞれのイベントに合わせた人の動線というものは整理したいと思っております。

あと、中島委員から頂いた、斜めから見えるようなものの資料を示してほしいということで、今回、資料－２の11ページに視点場１、２ということで斜めからの見え方と、駅前空間には樹木もございますのでそちらも示したような形でパースをつくらせていただいておりますので、ご確認いただければと思っております。以上です。

(国吉部会長)

ありがとうございました。まず、どういった映像の審査体制をつくるかということで、「have a Yokohama」という横浜駅周辺の再開発整備プロジェクトに合わせて、あれは少なくとも仮設の仮囲いとかそういうものがあつた状況で、しかも巨大なビルができて横浜と無関係の雰囲気になるかもしれないみたいな中で、横浜なりのコンテンツをできるだけ引っ張り出ししてお見せしようということだったのではないかと。それは、いろいろな事柄であつたり、活動であつたり、伝統であつたりということです。一方で、そういうところにシフトはしておりますが、あそこ全体の新しい景観をつくるというようなものでもなくて、横浜の歴史とか文化とかそういうコンテンツをこのプロジェクトの中にも先々組み込んでいくための下準備から、どんどん建物の中に入っていくようなプロセスだったと思います。ですから、あのときの戦略は、横浜駅なりの戦略だったと。関内駅なりのそういったコンテンツのつくり方、探し方、それと景観のつくり方のコンテンツは、駅前の商業ビルをつくるときのコンテンツとちょっと違ってくると思うので、その辺についてはメンバーも含めてコンセプトづくりは全く同じではないほうがいいと思いますし、その辺はご検討いただいたほうがいいかと思います。

それから、私は実際に事業コンペのときから関係して、その後もずっとお手伝い、フォローしてきているのですが、当初のプロジェクトをつくったとき、事業の選定をされたときから、ここの全てのところの、主に公共空間の使われ方というのは、漠然としたものから少しずつ深化していくということであって、最初のものでそのままずっといかどうかというのは、あまり硬直化して考えないほうがいいかなと思っています。そういう意味で、壁面が少し変わっていったり、いろいろなものが変わってきていて、プロセスの中で成長してきているのはいいかなと思っていますが、LVAとLVAの前の広場で何が起こるのかというのは一番期待感の多いところであって、下手をすると、最初はデジタル映像みたいなものは全くなくて、LVAの２階・３階の活動が広場にも反映されて、そこと連動したようなものが出てくるのではないかと期待感があつたと思うのです。その辺で、デジタルの技術をうまく使いながらというのも分かりますが、デジタルでやってしまうと向こうから一方的に押しつけられているような状況も出てきて、そこで地域独自のものが誕生するとか、そういうものが起こりにくい感じがあります。渋谷のあの辺りにもぎやかで、基本的には多くの人が流れていきながらちらちら見るだけになってしまうようなものなので、しばらく長くたつたずんで、そこで新たな市民のイベントが起こったり、そういうものをつくるような場所としても期待されていたのではないかと。そういうことも含めた使われ方をどのようにプロデュースされようとしているのかということで、こういった映像も場合によってはうまく組み込めばいいのですが、そういったうまい事例がまだ日本にないので分かりませんが、その辺の可能性も含めて説明いただかないと、ただただよくある駅前のいい映像がたくさんあるところの、映像でにぎわい感を出すというだけに終わってしまうのではないかとという危惧が各委員の中にもあるのではないかと気がします。その辺について、事務局あるいは事業者のほうで、何かもう少しサポートするような意見があるといいかなと思いました。

(松井係長)

ありがとうございます。今回のデジタルサイネージに関しては、映像を流すことを目的にしているというよりは、横浜市としてはこの広場空間をどのようににぎやかにしていくのか、今回、具体的な

イメージのところでも、デジタルサイネージだけでなく、ここでこういったイベントが行われて、人と人との交流が生まれるようなイベントを仕掛けていけるのかというところが肝になるかなと思っております。そのときに、デジタルサイネージを使うことによってライブ感を強化したり、ライブビューイングアリーナの中の映像と連動させたりということで、今後、こういった新しい仕組みというか技術は可能性があるかなと思っております。特に今回はハレとケという形で分けさせていただいているところもございまして、ハレのときにどれだけきちんとこの広場空間を使っていけるのが肝になってくると思いますので、そこについては事業者と今後も協議しながら、並走しながら、この空間を使っていくことを進めていきたいと思っていますところでは。

(三井不動産株式会社)

考え方は今、都心再生課からお話しいただいたとおりでございますが、事業者として、ただいま国吉部会長にご指摘いただいた点についての具体的なコンテンツの例というのは、今日の資料でいいますと9ページのWAVEみたいな、例えばこういうものというレベルでしか現時点では具体化できていない部分がございます。我々事業者のコンソーシアム企業の中にDeNAというデジタルに関する知見をたくさんお持ちの会社にも入っていただいていますので、そちらの力も借りながら、実際にご意見・ご指摘いただいた点を踏まえて、よりよいコンテンツや質の担保の仕方については、横浜市とも相談しながらしっかり詰めていきたいと考えております。

(国吉部会長)

ありがとうございます。私がいろいろ質問させていただきましたが、委員の方々からのご意見・ご質問をお願いします。

(山家委員)

今の国吉部会長の意見とつながるところでもあります。9ページに示されているのは、どちらかというと日常時、ケの部分の放映コンテンツイメージで、それを委員会形式で質を担保することも必要ですが、デジタルサイネージはハレとケをどれぐらいのバランスでいくのか、広場空間をうまく活用していくためにどういった感じでバランスを取っていくのか、全体的にデジタルサイネージのコンテンツを考えていく体制をぜひご検討いただきたいなと思います。気がつくとかかなりイベントばかりでいつもにぎやかでというのも当初の思惑と違うのかなと思いますし、夜景のペースはとてもすてきなものでぜひこういったことやクリエイターがコンテンツをつくるとか、そういう時間帯を積極的に組み込むような体制をお考えいただけるといいなと思いました。感想です。

(国吉部会長)

ありがとうございます。ほかの委員のみなさん、いかがでしょうか。三輪委員。

(三輪委員)

全体の考え方としては分かりましたというレベルですが、先ほどからいろいろ議論している観点から私も懸念点としては大きいです。

もう一つは、このデジタルサイネージを、柱状にしていたものから盤面にしたことによってまあまあボリュームになることの効果みたいなことは承知するのですが、逆にそれによって集積し過ぎる状況とか、今、視点場を見せていただいていますけれども、視点場1からの見え方だと蹴られて見づらいのではないかと思います。多分、ずるずるずると寄ってくるだろうなと思うのです。そのときに、ここの滞留具合がこの壁面に対して、受けとしてここが妥当なサイズ感なのかというのが分かりにくくて、それは例えば先ほどのハレとケという言い方で言うと、ケのほうはいいとして、ハレのときにどれぐらいの規模感で来るのかという、私は7のイメージよりももっと来るのではないかと、もっと左側に寄るのではないかと思います。あと、これは子供や障害者の視線が一切入っていないですね。特に下から見上げたときに多分見づらいだろうなということで、子供連れさんが子供が見えないからちょっと後ろに下がるとか、もうちょっとこっちに寄ろうかみたいなことになると、視点場が、見えるとはいえ見やすいところに動こうとするとそこに人が集積するみたいなことと、先ほどおっしゃっていた動線を邪魔するみたいなことが、もっとこんなイメージではないちゃんとした的確な設計上の確認をしていただかないと、このボリューム感だと少し不安だなと思います。逆に平面的には広場に向かって水平にという、駅に向かってしかないのですが、例えば角に曲がり込むみたいなデジタルサイネージの在り方だったら角からも見えるかもしれないです。あまりそういう広告塔を見たことはありませんが、それだったら視点場1のほうからも少し情報が見えてくるので、散らばっていくのかなと。何となくこの広場の考え方が狭域に抑えさせられるのではないかなという懸念があり、このボリューム感とのバランスの確認が少し足りないのではないかなと思って見ております。なので、お子さんの視点や車椅子に乗った方の視点に下げる、それから、左右の広がりや滞留の状況をも

う少し丁寧に見ていただきたいというのが1点目です。

内容については、委員会形式というのは当然というか、誰かがチェックする機能は必ず必要だと思うのですが、日常的にどんなものが放映されるかだけではなくて、どれぐらいの時間、どれぐらいの色量とか、その辺のバランスが、関内らしさみたいなものにまでちゃんと踏み込んだ設定がその委員会のできるかどうか。先ほどの景観の例えば看板ですと、色合いだったりそういうことを指示できますが、デジタル系だとそういうところまであまり踏み込んで設定されていないのではないかと思いますので、そのあたり、明度やまぶしさなども含めた検討ができる体制が、ハレにもケにも必要ではないかと思いました。私からは2点です。

(国吉部会長)

ありがとうございます。鴨下委員、どうぞ。

(鴨下委員)

一言で難しいなというか、イメージ上でしかないので、実際にやってみないと人の流れや映像、音がどのように反響するとか、そういうものが全く分からないので、ほかの委員がおっしゃったように、後から微調整できるというか、軌道修正できるような体制、委員会ですかね、意見を闊達にできるような体制をあらかじめ取っていて、微調整とかそういうことを前提にやってみると、いいものをつくるというのは多分、皆さん持っているでしょうから、いいものをつくるというコンセプトの下に最大限やってみて、ちょっと違ったら微調整するという体制が取れていればいいのではないかと思います。

(国吉部会長)

質問ですが、この広場にはスツールとか椅子とか、あるいは人工芝を敷いてわっと寝そべるとか、状況に応じた工夫を行う考えはあるのでしょうか。

(三井不動産株式会社)

まだ詳細については、最終決定ではないのですが、今おっしゃられたような広場の使い方というか、それに応じてふさわしいような、例えばここの例に出していますようなデッキやチェアを置くという話や、夏ですと日差しが暑いのでパラソルみたいなものを置いたり、場合によってはお子様向けのイベントみたいなものをやるときに、今おっしゃっていただいたような人工芝、あるいは空気で膨らませて水が入るような小さなプールみたいなものを置いてみるとか、そういったことについては当然、事業者のほうでもここの広場を最大限に活用していくという視点で、主にエリアマネジメントも含めてこれからその詳細を詰めていきたいと思っています。おっしゃられたような視点については検討しております。

(国吉部会長)

先ほど三輪委員からもありましたが、歩行者とたたずむ人とのぶつかりみたいなものも当然出てきて、しかし、主にゆっくり歩いてもいいよという状況のつくり方とか、お子さんを中心にアニメーションを楽しむ時間帯が時々あったり、そのときはお子さんたちが座れるような状況の空間づくりがあって、その脇はいずれにしても動線的なものを感じられるような平面構成になっているとか、場合場合によってつくり方、ここにたたずんでほしい、ここで何かやってほしい人の層に合ったつくり込みみたいなものをやられると、少し使い方も面白くなってくるかなと。何となくゆったりする場合、必ずしもスクリーンのほうを全部向かなくていいような座り方もあったり、そんなつくり方の工夫や使い方の事例を幾つか増やしていったら、それに応じて、そのときの映像はどの程度の主張をもって出すのか出さないのかというような、そんなプログラムもつくっていくと、非常に深化していくのかなと思います。いろいろなことを試みて、最初から全部完成形ではなくても少しずつ高めていけばいいと思いますし、今、街なか広場をにぎやかにしようという試みが各都市で行われているのですが、自由にと言いつつも、結果的に一定のプロデュースはしなごうまいかといううまく使えないですし、全部DeNAの野球と関連するものばかりあると駄目になってしまうので、それとは関係ない、ここ独自の空間づくりが大事だと思いますので、その辺もセットでお考えいただくことが大事かなと思います。その辺も含めて、最終的にそういう使われ方と合致するような映像になっているかどうかということで、チェックも入ることになるかと思います。落ち着いた環境映像みたいなものがゆっくり流れるところもあるでしょうし、実際、映像そのものを楽しんでもらうという目的で使うものの中にはあってもいいかと。

一番大きいのは、ここをサポートするのに当然コマーシャルといいですか、スポンサーのサポートが必要だということで、スポンサー独自の映像が流れると、スポンサードされた映像というのはそれなりに工夫するので、結構主張があります。そちらは短い時間でも心理的に残ってしまうみたいな感

じもあって、映像全面に企業がどうのこうのというものが出てくると、ここの環境の広告空間として強く出てくるので、その辺をどう控え目にやってもらえるかというのが大事だと思います。その辺については何か考えてもらっているのでしょうか。

(松井係長)

先ほどのCM、いわゆる第三者広告の話かと思います。資料－２の７ページと８ページのところに、それぞれサイネージで掲出するコンテンツということで示させていただいて、イベントに関してはイベントに関連するような第三者広告が流れるようなこともあるのかなと思っていますので、先ほどいわゆる質の担保みたいなところを日常以外のイベントでもという話もありましたので、第三者広告がなしという話にはならないのかなと思いますが、にぎやかなときの第三者広告と、イベントに応じた第三者広告もあるのかなと思いますので、そこら辺はトライしながら、よりよい空間にしていくということでやっていけたらと思っていますのでございます。

(国吉部会長)

それについてはほかの委員、いかがでしょうか。第三者広告が普通に出てくるということですか。

(三輪委員)

８時から２４時というまあまあ長い時間放映されるみたいなイメージですが、これは２４時なのですか。それもあるって、第三者広告も含めてですが、どういう感じで切り替わっていくのかなというイメージはまだ何も無い状態ですか。

(松井係長)

時間帯は今、事業者のほうから８時から２４時という話にはなっておりまして、例えば２時間の間でどのぐらい切り替わって、７ページですと、野球関連のプロモーション動画と第三者広告が切り替わっていくのかということところは、今まだつくれていないところでございます。先ほどもお話ししたとおり、イベントのときの切り替わりと日常のときの切り替わりは、速度とかも違うことになるのかなと思ったりしますので、そこら辺のにぎやかさに合わせた切替えも含めて、先ほど事業者さんからデザインコードの統一みたいな話もありましたが、どういった考えを基にコントロールしていくのかというものは、委員会形式の検討とともに深めていけたらと思っています。今の段階ではこういったものを考えていますということまでしかご説明できない状況になります。

(三輪委員)

しょうがないというか、今の段階ではそうだろうなと思います。先ほども申し上げたように割と丁寧に設定しておかないと、取りあえずつくってみたけど流すものというのが、つくるにはかなりの大きいボリュームですし、流し方だったり、細部もそうですけれども、これだけのボリュームのデジタルサイネージをあそこの割と公衆的なところで、ハレとケが３６５日のどれぐらいのバランスで、しかも８時から２４時とまあまあ長い時間で、特にハレのときは何となくばんばんと変わっていくイメージがあるのですが、ケのときの２４時はまあまあつらそうというか、どんな流れでいくのか。多分、ほかでもやられていると思いますが、横浜の関内のあのエリアでどういうコンテンツをやるのかというのはイメージとしては早めに設定しておかないと、大きいものをつくったけれどもその後のことはソフトで対応しますというののもちょっと違うかなと思います。検討委員会みたいなことを考えるというのは、我々がどこまでどのように指導するのかちょっとよく分からないですが、最初のお話にもありましたけれども、いずれにしてもそのあたり込みでの景観だということを強く認識していただいて、２４時間３６５日、ここで流れる情報が景観に全部関連してくるという前提でご検討いただくのがよろしいのではないかと思います。

(国吉部会長)

参考に、バス停広告がありますよね。これにつきましては評価委員会をつくって常にチェックしていますが、その中で、動く映像が一部デジタル化していて、映像のほかにロールスクリーンみたいにくるっと変わるとか、そういうものもいろいろ出てきているわけです。関内の場合は激しく動かないように、ゆっくりと動くようにということとか、それは相当、現場でいろいろ見ながら、このぐらいのスピードで変化するならいいかということで、テレビのコマーシャルなどで常にぱっと変わるようなものではなくてゆったりとしたものが本来の映像の合間に一部、コマーシャルを冠したような映像が流れると。そういうことで、あまり忙しく動かないとか、そんなことをバス停広告でも工夫しておりますので、そういったことも参考にして、できるだけ落ち着き感のある映像を、物が変化する場合もアニメがどんどん騒ぎ回ることとかもたまにはあるかもしれませんが、基本的には落ち着いたものをベースにスタートしてほしいと思います。

また、公共サイン、バス停などの場合も、コマーシャルに関する部分を一定の割合以下にすると。

環境映像みたいなものとかそういうものがメインに入っていて、全体の広告がチラシみたいにはかばか入るというのは避けるようにしていて、相当控え目にしてもらっていますが、そういうことも含めて上品に中に組み込まれるようなことをぜひ映像作家の方々とも工夫して、ここなりのつくり方みたいなものを検討して、一度、全体でこういう方向性でというのをこの委員会でも見せていただきたいなど。個別にはまたどこかで委員会をつくるにしても、おおむねどのぐらいの感じになるかということをおこの審議会でも報告してもらおう。そうしないと、このままでオーケーすると、ここに書いてある第三者広告がかなり大きく出てくるのかなとか、これがせわしなく動くのかみたいな感じだとちょっと違うので、その辺も含めた内容をぜひ調整して提示いただくことが必要かなと思います。

(山家委員)

今のお話を伺っていて、9ページを見ますと、第三者広告に関してはハレ、例えばイベント時、野球の試合と併せてスポーツ関連の広告が入るみたいなお話かなと思っていたのですが、いわゆるケの部分で、静かな中にも広告的なものが入ってきてよいというお考えですか。

(国吉部会長)

それはどういうふうになっていますか。

(松井係長)

第三者広告、いわゆるお金を頂いて放映するものに関してはハレのときのみという形で考えているところでございます。CMというカテゴリーに入るかどうか分かりませんが、ケのときについては、例えば地域情報みたいな形で、関内全体や横浜全体をプロモーションするようなものですか、先ほどあったような地域のイベントとかの情報を発信するようなものに関して放映できたらと思っているところでございます。

(国吉部会長)

了解です。鴨下委員。

(鴨下委員)

そもそも映像について、広告を流してはいけないよみたいなことはいいのですか。表現の自由とか営業の自由とかがある中で、経営もあるでしょうし、それで経営が成り立たなくなったら広告を打たないとビルが維持できないとかそういうお話もある中で、前提として、ここで縛ってしまっているのかというお話です。

あと、先ほど微修正ができるようにということで、委員会はいいと思うのですが、ただ、かえって委員会とかでいつも牽制して審議して、変えなければいけないみたいな縛りを設けることで微修正がしにくくなってしまったら本末転倒かなと思ったので、機動力よく動けるようなチェック体制が必要なのではないかと思いました。

(国吉部会長)

その辺については、横浜市はバス停広告なんかのときから、公共に面するところのクオリティーを維持していただくということは強く言ってきていますし、そういうことをベースにクリエイターが頑張って横浜らしいクオリティーを持った映像をつくっていただきたい。コマーシャルにしても出し方によって、あまりどぎつくないけれどもおしゃれに出てくるというのは、バス停広告でも企業によっていろいろ差があります。ですから、そういうことも含めて、できるだけクオリティーを高くしてもらいたいというのはある程度言っていないと、それがなくなってしまうとテレビコマーシャルと同じことになってしまうので、そういうところに至るのはやめてほしいという考えのベースをつくっておくべきだと思います。

(鴨下委員)

バス停広告はバスや市のものなので民間とはまた違うのかなと思っていて、もちろん公共の場で映像が流れるということで、屋内であろうと屋外に見えてしまうというところで制限というか、公衆の皆さんが不快感を感じずに横浜がすてきなと思うような映像が流れるべきだと思っております。

(国吉部会長)

ほかに何か。

(立石書記)

今この議論の冒頭に、今回の映像装置は屋外広告物に当たりませんというお話をしておりますが、参考までに、屋外広告物の場合ですと、この関内駅前のエリア、関内駅前地区特定地区と呼んでおりますけれども、ここにおきましては、屋外広告物を掲示するものであると映像装置を使うことができないエリアとなっております。そういったものを規定している一つには、先ほど国吉部会長からもありましたように、いろいろな映像が切り替わると周辺への影響があるとか、そういったことも考慮し

て、映像装置の大きさも0.6平米までであるとか、あるいはそこに流す内容についても公共的なものであるという制限をはめている地区となっております。今回、冒頭に、屋内のものであるので屋外広告に当たらないということですが、特に景観への配慮を求める地区として、いろいろな内容についても周辺の環境との連続性や歴史性といったところの考慮は、我々景観調整課、事務局ですけれども、こちらの立場から言うと、そういったところはしっかり守っていただきたい場所だと認識しております。

(国吉部会長)

分かりました。基本的には第三者広告が入るような大きな映像装置はできないような区域に指定しておりますので、この場合はもちろん室内ですが、公共空間、屋外に対して影響の大きい装置であるということで、それはかなり工夫していただきたいと。ただ、プロジェクトをつくられている側も、映像をつくりながらこの環境を魅力的にしようということをやられているわけですから、そちらの創造的な活動を妨げるようなことはしたくないというのが横浜市としてのスタンスだと思います。それを大事にしながら、かつ、今までかなり慎重にやってきているこの地区の流れから少し逸脱するところも出てくるので、それなりに説得力のあるクオリティーを出してもらわないと、あれと同じものがほかのビルの前にどんどん出てくるとなると、みなとみらいでもそんなことはやっていませんからね。抑えておりますので、その辺は慎重にしたほうがいいかなと。そういうことをベースに今後検討できるかどうか、ここで成り立つかどうかの鍵だと思います。何かございますか。

(松井係長)

今後の質の担保のところはかなり大きな課題かなと思っております。先ほどお話しさせていただきましたが、委員会形式ということで、具体的にどういう方を入れていくのか、あとは、実際に運用した後の、例えば1つつくったルールで表示した結果、そのルールを少し変えていくというふうな今後の体制を含めて一度、中で具体的に議論して、都市美に報告させていただきたいと思っております。また、そのときに頂いた意見を基に、体制や先ほどのハレとケのバランスなども含めてご意見を頂いて、修正ができるようなタイミングで報告させていただきたいと思っておりますので、またそのときにご意見を頂ければと思っております。

(国吉部会長)

最終的にはまだ全体として、審議会、政策検討部会として全面的にオーケーという状況にはなっていないと思います。方向として、ご提案いただいていることは理解しましたと。プロジェクトをされている側からもいろいろなご意見やこれから考えていくことは説明されて、深化がなされていくということは理解しましたので、それが進んでいく状況をどこかの時点でお見せいただくということで、確認しながら前へ進んでいこうかなと思っています。このスクリーンというのは、大きさも含めて、最終的に最初から建築を全部つくらないとできないものなのですか。その辺は実験的にやりながら、見ながらというのはできないのかどうか。

(三井不動産株式会社)

三井不動産です。一応、このデジタルサイネージをつける前提で建築のほうもしつらえていますので、基本的にはその前提ではありますが、今回ご承認いただいて、まさに内容の質の担保のところは、今ご意見を頂いたように皆さんに納得していただけるものにしていこうと思っています。

(国吉部会長)

建築をつくって後からいろいろ試しながらというわけにはいかないということですね。

(三井不動産株式会社)

そうですね。

(国吉部会長)

最初からつくっておきたいと。そういう手順で進めたいということですね。

(三井不動産株式会社)

進めていきたいとは思っています。

(国吉部会長)

都市整備局は何か意見はありますか。

(島田課長)

都心再生課の島田です。今日はコンテンツの中身に関係しているご意見を頂いたと思っております。今、三井不動産からもご説明があったように、ハードとしてはこの段階で一回設置を認めていただいて、ひとまず設置させていただきたいと思っていますが、委員会の形式や広告の流し方、運用の時間とか、そういったソフト的な運用のところはこれからまだまだ検討できると思っております。

ので、今日の段階でご説明できる点は今日の資料のものです。今後、今日頂いたご意見を参考に、より詳細な運営面をこれから事業者と調整して、段階を経たらご説明させていただければと思っています。

(国吉部会長)

課題については、映像の運営、ハレの時間帯とケの時間帯、つまりにぎやかにいろいろ工夫する時間帯を5割以下にするとか、もちろん4分の1とか、その辺のプログラムもつくって、もう少し中間的なものがあるかもしれませんが。それから、全く、ほとんどない時間帯があるのかとか、映像そのものの質の問題が出てきたと。それについては、幾つかのパターンを提案いただいて、そういったものを確認して了承できるかどうかやっていきたいというのが我々部会としての考えだと思います。ただ、そういったことを検討していきますということであるので、装置としては取りあえず、ですから、コマーシャルをどれぐらい、どういうものをやるのかというのも、あくまで今後きちんと提示していただくということで、設備そのものの設置については認めていくということでやらせてほしいということですが、いかがでしょうか。

(山家委員)

私も設置については認めていいかなと思っています。コンテンツのことや体制については継続で、さらに、広場のしつらえや動線についても質問等が出ていますので、それについても継続かなと思います。

(国吉部会長)

それは私も言おうと思ったのですが、最も大事なのは広場をどう使うのか。どういうパターンで、これはお子さん向けの時間帯とか、映像はほとんどあるかないか、感じてもらうなくてもいいぐらいの感じで使う場合の使い方とか、いろいろなタイプの広場の使い方と連動した映像をつくってほしいですし、その辺をどのように運営されていくのかという運営体制とか、DeNAさんが全部それをおやりになるのかどうか分かりませんが、どういった体制でやっていくのかみたいなことも含めて示していただいて、それもセットで最終的な確認をして了承したいと思います。装置としてはつけるということで認めましょうということにしてはどうかと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(国吉部会長)

まだまだこれから深化していただくということで、装置をつけることは了承するというにさせていただきます。今後、LVAの前の広場だけでなく、くすのきモールとかそういうところもどのように使っていくのか、公共空間全体としての使い方、人の流れも含めて、今後、深化してご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。それでは、本議題は大体このようなことでまとめたと思います。

(2) 横浜スタジアムの改修 メインスコアボードの改修について (審議)

(国吉部会長)

それでは、議事2、議事3について説明をお願いします。

議事2について、担当課から説明を行った。

(国吉部会長)

本件について、市としての考えの説明をお願いします。

(本多係長)

先ほど資料2-1で、公園に期待することや公園の今後の利用の考え方を整理させていただいております。なので、既存のものより、サイズの変更はありますけれども、横浜市としては、スタジアムのブランド向上、横浜公園のブランド向上につながる計画として、スコアボードの改修については進めていければと思っていますが、圧迫感の低減についてはしっかりと、壁面と緑化の組合せで分節を図っていくことが必要だと考えております。

(国吉部会長)

今回の対応は、スタジアムとして、他の球団のスタジアム等とも比較した機能強化みたいな側面が結構強いのかなと思いますが、そういうことですかね。それと、観客席も増えるのですか。

(本多係長)

	観客席は増えないです。 (清水建設株式会社) 席は変わらないです。 (国吉部会長) 立ち見席をつくるとか、総収容人数は変わらないのですか。 (清水建設株式会社) 変わらないです。 (国吉部会長) そうですか。それで、参考に聞きますが、広くスコアボードの機能としては、メインはもちろんスタジアム内側から見る機能ですが、スコアボードそのものが大きくなると、今までのものとはどういうことが変わってくるのでしょうか。 (株式会社横浜スタジアム) 横浜スタジアムです。よろしくお願いします。メインスコアボードを大きくすることによって、今まで、現状ですとスコアのみが載る形で、例えば、スコアを載せながらファンの方が応援歌を歌ったりする歌詞が出たり、ファンの方が応援する姿だったり、もしくはリプレーの映像を同時に載せることができますので、ファンの方としても一緒に喜んでいただけるようなものになるのではないかと考えております。 (国吉部会長) 04というページの下にスコアボードの新しいものが出ていますが、こうやって見ると、スコアそのものはあまり大きくないのですね。スコアボードが一番下ですね。 (株式会社横浜スタジアム) そうですね。ランニングスコアとです。 (国吉部会長) スコア以外のものがかなり大きいということで、今おっしゃったような観客の絵とか「熱き星たちよ」というのは、何か別のメッセージ、球場の演出なのですかね。そういうものを高めたいということですか。 (株式会社横浜スタジアム) スコア自体もかなり大きくなっております。現状、高さが9メートルぐらいのものが12メートルになりますので、隣に選手名が出ていたりランニングスコアが出ていますが、そこ自体も大きくなるようなイメージです。 (国吉部会長) 分かりました。そういうことで、球場としての機能、演出効果を高めたいということが趣旨で、一部、スコアボードの老朽化と併せて、それを改修したいということのようです。 (光田書記) 欠席の委員からご意見を頂いているので、ご紹介させていただいてよろしいですか。 (国吉部会長) 他の委員からご意見を頂いていましたらお願いします。 (光田書記) 真田委員からご意見を頂いております。2点ございます。1つ目が「石川町側の緑化はあまり育っていないので、緑化案については緑量のあるものにしてほしい」。2点目は「横浜公園はデザインが古く、横浜スタジアムの残地のようにになっており魅力的でない。スタジアムを魅力的にすることはよいが、公園の魅力を高めるにはどうするのかも考えてほしい」。事例を頂いております、「ベガルタ仙台のスタジアムは仙台市が管理する七北田公園の中にあるが、クラブチームがスタジアムを改修する際には公園全体の計画も視野に入れている。そのために、クラブチームが中心となって公園全体の一体的な活用を図るためのスタジアムパーク構想未来会議を立ち上げている。個別の改修をその都度、都市美審議会で審議するだけでなく、横浜スタジアムと横浜公園をより魅力的にするための計画策定スキームがあるのではないか」。 また、中島委員からご意見を頂いております。3点ございまして、1つ目が「スリットによる分節はよいと思うが、球場の柱スパンと呼応するなど、全体を見て単位を決めていくのがよい」。2点目、「分節のうち、ミラーについてはあまり意味が見いだせない。乱反射、鳥がぶつかるなどの弊害もあるのではないか」。3点目、「日本大通りからの見え方に関しては、樹木で見えないからよいということではなく、慎重に正面性への配慮が必要」ということです。
--	--

(国吉部会長)

多分、他の委員もおっしゃるようなことなのかなと思いますが、特に横浜公園全体として、先ほど担当局からの説明もあったかと思いますが、3つぐらいのゾーンに分けてということで、北側の空間については既存のものを維持するという流れなのかと解釈しています。それについて補足説明がありましたら頂ければと思います。

(岩間課長)

みどり環境局戦略企画担当課長の岩間と申します。今、部会長から話がありました。資料2-1の6ページ目で、今、画面に投影していますが、北側、要は日本大通り側につきましては、先ほど説明いたしましたけれども深い緑があるゾーンで、遊具や広場があって日常的に近隣の方が利用されているようなゾーンとなっており、また、日本庭園もあるという落ち着いたゾーンとなっています。それに対しまして、後ほども説明がありますが、関内駅側、赤で示して文字を書いていますけれども、こちらのほうは関内・旧市庁舎街区のにぎわいに合わせ、今後、街の変化に応じて、公園施設としてのスタジアムに求められる機能を維持向上させていくゾーンとして考えています。真田委員の趣旨としては、計画策定のスキームという話もありますが、まずは横浜市役所の庁内で議論した上でこういった使い方を整理して、株式会社横浜スタジアム様と協議する中で、スコアボードについても、例えば先ほど説明がありました緑化のスリットを入れるといった具体的な協議に進ませていただいております。といったことから、市役所としての合意を示す資料、それから、株式会社横浜スタジアムとしてのご提案をよりよい方向に積み重ねる形で、これまで協議を進めてきたと考えております。

それから、メインスコアボードの改修の関係で、緑化についての質問で石川町側の緑化があまり育っていないという話がありました。ご意見を頂きましたとおり、これまで緑化している部分を含めて緑量を確保することが必要だと思っておりますので、ここにつきまして事業者のほうから石川町側の今の緑化の状況について説明をお願いいたします。

(株式会社横浜スタジアム)

現状の緑化につきまして、造園業者による毎月1度の定期メンテナンスという形で肥料や水やりの機会の調整等をしております。ご指摘のあった「あまり育っていないのではないか」というところですが、現状、例えば根腐れがあったりして、大きなメンテナンスをして全部入れ替えて、そこがまだ育っていないということがありますけれども、そういった定期的なメンテナンスをしておりますので、今後育っていくというふうに考えております。

(国吉部会長)

分かりました。先ほどの質問に対する答えだと思います。やはり横浜公園として子供の遊び場のものとか日本庭園とか現状のものは確保して、全体をボールパークにするということではなくて既存の、従来の公園の部分の維持しながら共存を図っていくというスタンスのようだと思います。それはそれで一つの確かな方向だと思いますので、それでいいのかなと思います。各委員さんから質問なりご意見等頂ければと思いますが、いかがでしょうか。三輪委員。

(三輪委員)

スコアボードそのものの更新自体は仕方ないというか、そうだよなという状態なのですが、一つ質問としては、スコアボードが大きくなると、これはスタジアムに向けたデジタルですよ、今の段階でも外から結構見えている状態なのですが、さらに大きくなるからビルの中からも結構遠目で見える状態になるのでしょうかというのがまず素朴な質問なのですが、それはなりますか。前は市役所から見るとか、ビルの上からも見られるみたいな話があったので、その質問が1点です。それから、これを今、スコアボードという使い方をしていますが、野球ではないときはどんな使われ方をするのですかというのが2点目です。

それから、関内そのもののパークマネジメントの話は私もちょっと気にはなっているところで、確かにすごく歴史があって、かつ、子供の遊び場とかも更新しながらされていること自体は了解していますが、スポーツ・健康という関内エリアのまちづくりのテーマの中で、今、アーバンスポーツとかも出てきたりしていて、スポーツの在り方が変わってきています。どちらかというと、武道館とかBUNTAIとか横浜スタジアムという施設が点在していることを総称してスポーツ・健康と言っているようなイメージで、回遊性もこれから高めていきたいと思いますとか、インクルーシブも含めてスポーツの在り方が変わっていくとか、そのあたりで、これはどちらかというと意見として、象徴的な横浜公園がどうあるのかということを考えていく時期に来ているのではないかと思います。例えばスケボーだったり、今まさにそういうものもすごくニーズがある中で、横浜の場合は場所が全然ないですよ。そういうことをここで展開するというではないですが、それに対して公園の在り方を牽引す

る場として、どうしてもスタジアムを抱えているので、スポーツを牽引する公園だと見られているときに、これからのアーバンスタジアムみたいなものをどう捉えていくかということを考えていく時期に来ているのではないかと思います。これも先ほどご意見がありましたが、私も同感で、検討すべきかなと思いました。後者は意見です。前者は質問ですので、お願いします。

(本多係長)

外からの見え方については、恐らく旧市庁舎からスコアボードが見えていることを踏まえたと、長くなるとある程度周りの建物から見える部分が増えてくるのかなと思っております。野球以外の話につきましては事業者とも協議していますが、野球の試合以外で、例えばライブのときに演出で使用したり、今ですと、スコアボードがどうしてもほかの球場に比べて小さいものなので、スタジアムの中にまた別にスコアボードを設置してライブ演出を行ったりしているのですが、ある程度今のスコアボードよりも大きくなることで、そういったライブに関してもエンタテインメント性みたいなものを増すことができるのかなと思っております。その辺の演出については事業者からもご説明、補足いただいたほうがいいのかと。

(株式会社横浜スタジアム)

今お話しいただいたとおり、ライブ等では、現状はビジョンをライブの方が持ち込んで実際にやっていますが、これだけ面のあるビジョンになれば、そういったものを持ち込まなくてもできることになりますので、会場として選ばれるスタジアムになるというところもあるのかなと思っております。あとは、一般市民利用や一般利用のときに、この大きなビジョンに皆さんの姿を映したりすることで喜んでいただけたところがありますので、そういった使い方もできるのかなと考えております。

(国吉部会長)

三輪委員の後半のご意見については、私も長期的には全体を考えることも大事なと思ってます。もともとここは遊郭があった場所で、その遊郭の中に岩亀楼とかがあったということで、そこから来てあいう日本庭園になったわけで、もともと日本庭園があったわけではないのです。最初は港崎遊郭というものがあって、その後は彼我公園となって、日本大通りに面した日本最初の洋式公園になったわけです。だから、横浜公園の伝統としては、洋式公園の伝統に戻すみたいなことも一つあるし、岩亀楼さんがあったという遺跡はあってもいいけれども、日本庭園は突然出てきたような感じで必ずしも歴史に依拠したものではないということを考えたときに、彼我公園であったようなオープンな、あまり木がうっそうとしていない公園でもあったわけで、もう少しその辺も含めてスタジアムとの共存も図りながら、割とオープンな、その中には三輪委員がおっしゃったような新しいスポーツの仕組みみたいなものもあるかもしれませんが、必ずしも日本庭園は頑なに大事にしなければならないものでもないのかなと。長期的にはそんなことも視野に入れてお考えになってはどうかかなということを感じました。これも参考意見として取っていただければと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。どうぞ、山家委員。

(山家委員)

横浜公園についてどう考えるか、歴史を非常に重要にしていくと、でも、日本庭園と必ずしも結びつくものではないという、今、貴重なご指摘だなと思って聞いていました。一方で、歴史とかをあまり知らないままふっと来たときに横浜公園がどう映るのかというのも事実としてあるので、その辺のバランスを取りながらかなと思いました。圧迫感については機能更新なので仕方ない中で、分節されて工夫されているので、ご提案の緑化案でいいのかなと見ていて思いました。

(鴨下委員)

スコアボードについては、やはり時代の流れといいますか、試合を盛り上げる上でも、エンタテインメントを盛り上げる上でも、拡大するのは必須なのかなと思ってます。横浜公園については、国吉部会長からもお話があったように、歴史だとか、今後の使われ方でスポーツを振興していくようにつくれるかとか、今後の活用については考えていったらいいのではないかなと思いました。

(国吉部会長)

それでは、特にスコアボードの計画について大きな課題ということではなかったように思いますので、提案の事業で進めるということで、スリットのところを緑化することです。今後、このままの状態なのか、何かすごいものが入ってくるとなると、現在の状態ではストラクチャーだけで緑化になっていて、それを前提に了解しております。これがまたいろいろなコマーシャルが入ってくるとなると、それはちょっと違ってきますので、現在の案のストラクチャーを中心としたものとして出てくるものについては了承するというで終えたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(3) 横浜スタジアムの改修 関内駅側ゲート部分へのデジタルサイネージの設置について (審議)
(国吉部会長)
説明をお願いします。

議事3について、担当課より説明を行った。

(光田書記)

欠席の中島委員からは3点頂いています。「LEDによるサイネージが効果的な場所であるとは感じるが、やはり大きいと感じる」「使い方の検討と併せて公園全体のしつらえを議論してはどうか」「コンテンツの審査体制はLVA同様必要」という3点のご意見を頂きました。

(国吉部会長)

ご意見のある委員はいらっしゃいますか。どうぞ。

(三輪委員)

今の中島委員の考えと全く同じなのですが、先ほどのLVAの関係と常に一体に連動して考えていただかないといけないなと思っています。こちらはこちらで委員会とかで審議していく、あちらはあちらで考えていくというよりも、一体的に考えていくことと。コンテンツそのものの内容というよりは、このエリアのデジタルサイネージでまあまあボリュームーなものがぱんぱん出てくる状態に今あるので、全体としてここは少し内容の、審議ではないですが、屋外広告に近いところにおいて、デジタルサイネージの在り方について丁寧に組んでいくようにしていかないと、ほかの開発がもし仮に出てきて同じような案件が出てくるときにどういうふうにコントロールするのか。特に市を通さないでやるような民間の開発がないわけではないので、そのあたりはもちろん景観のほうでも整えていけるとは思いますが、新しいコンテンツが大きく誘導していく形になるので、先進的な事例として両者に一体的に取り組むような体制にしていきたいなと、これは意見です。

(国吉部会長)

それについて言いますと、先ほどのLVAの場合、屋外広告物条例上は内側なので非常に曖昧なところがありますが、こちらの場合は完全に屋外なのです。ガラスの壁面の内側でも何でもありません。ですから、完全な屋外広告物がこれだけの高さまでデジタルで出てきていいのかどうかというのは、純粋に屋外広告物条例をつかさどっている担当としてどうなのかというのを聞きたいです。

(立石書記)

景観調整課でございます。今の国吉部会長のご指摘どおり今回の案件は屋外広告物に当たるということで、表示する内容よりも表示する面積が基準から大きく離れているということがあります。基準としましては、この設置する対象建築物の外壁面の10分の3、映像装置ですので基準を4倍読みするという規定もありますが、いずれにしても大き過ぎるということで、もしこれを掲げるのであれば、屋外広告物条例上の特例許可を取っていく必要があるということになります。併せてもう一点、景観計画上の取扱いですが、この横浜スタジアムの場所は映像装置を禁止している区域ではありません。ただし、映像装置を設置するに当たっては建築物の2階以下、その他のものにあっては当該屋外広告物の上端の高さを地上5メートル以下に設置するという規定がございますので、そういったところについても景観計画上、規定に合わないという内容のものとなっております。

(国吉部会長)

屋外広告物条例上は今の枠組みを逸脱していますということですね。2階以下かつ5メートル以下とか、そういうことも含めて全て逸脱していると。それを特例許可する場合には、屋外広告物審議会にかけるのですか。そこはどういう手続ですか。

(立石書記)

屋外広告物の面積などが大きいものについては特例許可の必要があります。今現在、照明塔についている選手のサインがあるのですが、それについては、掲出禁止物件なので特例許可を出しているものになっています。

(国吉部会長)

特例許可を出す前の手続はどうなっているか。

(立石書記)

屋外広告物審議会において審査することになります。

(本多係長)

	建物につける場合には2階以下にしてくださいという制限については、今、景観計画の制限をスライドで投影していますが、上のところにただし書がありまして、「市長が都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない」というところで、審議会での意見を聴いた上で認めていけば、建築物に設置するものに当たっての2階以下の制限については、一応制限としては緩和されることになります。5メートルの話は、地上に設置するものですので、今回設置するサイネージについては、当該建築物の2階以下に設置というところが制限としてはかかってきます。 (国吉部会長) 分かりました。特例許可とかそういう手続も必要なので、こういうことを提案されているということは了解しながら、これで今日了解を得るところまではいかないかなと思います。その辺を含めて、魅力ある都市景観の創造に寄与するものになるかどうか、物としてはまだ不十分な状況なので、これを含めてここの部分については別途審議したほうがいいのではないかと感じますが、各委員、いかがでしょうか。 (異議なし) (国吉部会長) この中で、事業者さんとその辺のやり取りを、コンテンツも含めて意見はありますが、絞り切れないと思うのです。ですので、その辺も含めた素材を出していただいて、再度議論するというところにさせていただきたいと思います。そういう感じにまとめたいと思います。よろしいでしょうか。 それでは、少なくともクオリティーが都市景観の向上に寄与する中身になるような提案を、これは今、有名な選手が2人立っているポスターみたいなものでやられていますが、それがまた映像として出てくると、デジタルですからころころ動きがあつてとか相当うるさいですし、コンサートのときにたまにこういう2番目みたいな変わったものが出てきてもいいなとは思いますが、それも含めて日常時にここの場所にふさわしい映像みたいなものを本当に出せるのか。それとも、少なくとも一番上までしないで、同じような雰囲気だけれどもデジタル面は下のほうに抑えてもらうべきか、その辺も含めて都市整備局のほうでもスタジアムさんと議論して幾つかの検討案を持って、もちろん公園部局さん等も含めて議論したものを提示してもらいたいと思います。いかがでしょうか。 (本多係長) 国吉部会長がおっしゃるように、プロ野球時やライブイベント時の演出はある程度我々でも少し想像できるのですが、日常時ですとか、ベースが公園という市民の方々の憩いの場でもありますので、例えばそういったところにふさわしい環境映像を流すとか、事業者さんと協議して幾つか提案を、次回以降の都市美対策審議会でも改めて資料をお見せできればと思っています。 (国吉部会長) それでは、今後、ここの場所にふさわしいものが出てくるかどうか、それを見ながら前向きに全体が進められるか、それとも一部変更して進めていただくか、そういう方向は提案内容で議論しながら行いたいと思いますので、本日はそれで収めたいと思います。では、事務局にお返しします。 (光田書記) 確認させていただきますと、議事1につきましては、広場の使い方やデジタルサイネージのコンテンツ内容の委員会の体制等について、今後、報告・説明を頂くことを条件に、装置の設置としては了承という結論になりました。議事2につきましては、内容了承という形になりました。議事3につきましては、今後、都市景観の向上に寄与する内容に調整した上での継続審議という結論を頂きました。 議事録の確認につきましては、本日の議事録について部会長の確認を得た上で閲覧に供することとさせていただきます。 次回の政策検討部会の開催につきまして、詳細は追って調整させていただきます。 閉 会
資 料	次第、委員名簿、前回議事録 参考資料1 景観計画と都市景観協議地区の手続の流れ 【議事1】 資料1 特定都市景観形成行為に関する変更協議の協議事項及び協議の方針に関する意見について

	資料２ 旧市庁舎街区活用事業における景観形成について 資料３ 変更協議申出書 【議事２】 【議事３】 資料２－１ 横浜スタジアムの改修について 資料２－２ 景観形成の考え方
特記事項	・ 本日の議事録については、部会長が確認する。 ・ 次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。